

第 32 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 1 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305A 会 議 室							
開 議 時 刻	16 時 00 分							
閉 議 時 刻	16 時 39 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出 席 欠 ○ 席		9	町 田 実	出 ○ 席 欠 席	
	2	島 田 勇	出 ○ 席 欠 席		10	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出 ○ 席 欠 席		11	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席		12	新 井 健 一	出 ○ 席 欠 席	
	5	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席		13	太 田 浩	出 ○ 席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出 ○ 席 欠 席					
	7	石 井 幸 壽	出 ○ 席 欠 席					
8	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出席 欠○席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、寺田委員、長谷部委員のご両名にお願いいたします。それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、馬見塚〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 取締役 〇〇 〇〇さんが、南河原〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する南河原字西田〇〇〇〇番、地目：田、402㎡ 外15筆、計2万5,408㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページと2ページをご覧ください。河原神社の周辺及び南河原中学校の東に位置する南河原地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、荒木〇〇〇〇番地 社会福祉法人〇〇〇 理事長〇〇 〇さんが、個人で所有している荒木字新堀〇〇〇〇番〇、地目：畑、1,051㎡ 外2筆、計2,069㎡について、障害福祉サービス事業の一環として、園芸療法を取り入れるため、使用貸借により農地を借りようとするものでございます。今回のケースは、農地法の中の不許可の例外規定に該当し、社会福祉法人など営利を目的としない法人で、その法人の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供するものであれば借入や購入ができ、また、この場合は下限面積要件も適用されないことになっております。</p> <p>事業計画では、オリーブとハーブ類の栽培を見沼園の利用者が日中活動として、週1～2日の活動に取り組むとなっております、こちらの例外規定に該当するものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。斜線部分の一番上の細長い筆を抜かした他の部分で見沼園の南東に位置する荒木地内のご覧の農地でございます。</p> <p>なお、位置図では建物があるように見えますが、現在は全て撤去されており、畑になっております。</p> <p>次に進行番号3でございますが、斎条〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する斎条字両</p>
--	---	---

<p>「議案第 2 号」 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>半〇〇〇番、地目：田、5 4 2 m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。県道熊谷羽生線に接する斎条地内のご覧の農地でございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問等がないようですので、議案第 1 号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 2 ページをお願いいたします。議案第 2 号は 3 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、東京都小平市学園東町〇丁目〇番〇〇—〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、自己所有の若小玉字六本木〇〇〇〇番〇、地目：畑、4 6 4 m²について、住宅 1 棟、9 1. 9 2 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在東京都小平市内で準婚の妻が所有するマンションで生活しておりますが、定年退職を機に生まれ育った実家近くで過ごしたいと考え、住宅の建築を計画し、申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。星川の西に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号 2 でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、自己所有の埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、3 1 m²について、物置 1 棟、6 4. 7 0 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があ</p>
---	--	---

		<p>ったものでございます。</p> <p>申請人は、申請地の隣接地で生活しておりますが、物置の建築を計画し敷地を調査したところ、建築基準法の接道要件を充たしていないことが判明したため、今回申請に至ったものでございます。申請面積は、接道要件を充たすための最低限の面積であり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、転用はやむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線に接する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、自己所有の荒木字新堀〇〇〇〇番〇、地目：畑、136㎡について、駐車場敷地の進入路にしたいとして申請があったものでございます。この駐車場は近所の〇〇〇が利用しますが、整備は個人で行い、使用貸借で法人に貸すということでございます。</p> <p>申請人は、〇〇〇の理事長を務めておりますが、既存の駐車場が常に一杯であることから、新しい駐車場を申請地の東隣りに所有する土地に計画いたしました。しかし、北側に接する市道が狭く、車両の出入りが出来ないことから、進入路を設けるため、今回の申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、転用はやむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。斜線部分の一番上の細長い筆で〇〇〇の南東に位置する荒木地内の集落内農地でございます。なお、東側の白抜きの箇所が駐車場用地となります。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る1月20日、現地調査をしていただいておりますので、宮崎委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る1月20日、私と町田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び宮崎委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	宮崎委員	
	議長	
	議長	

		<p>するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。なお、本来であれば4条申請となる自己所有地と5条申請の使用貸借とで混ざっていますが、加須農林振興センターより5条申請1本にまとめてよいとの判断により、5条申請のみとなっております。</p> <p>申請人は、土地活用を考えたときに有料老人ホームであれば近隣に同じような施設が少なくニーズがあり、また、社会貢献もできると考え、本件申請地での建設を計画し、申請に至ったものでございます。運営事業は群馬県や埼玉県などで既に実績のある事業者が行うということですので、建物自体を事業者に貸し出すというかたちになります。有料老人ホームの運営については県への届け出などが必要になりますが、事前相談の審査の結果では既に選定されていることから実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道行田東松山線の東に位置する緑町地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号4でございますが、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、富士見町〇丁目〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんが所有する若小玉字中村〇〇〇〇番、地目：田、1, 209㎡ 外1筆、計1, 460㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計168枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万1, 476kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。龍泉寺の南に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る1月20日、現地調査をしていただいておりますので、町田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る1月20日、私と宮崎委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
--	--	---

報告事項	議長	事務局から議案第3号についての説明及び町田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手)
6 その他	議長	挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。
	主任	次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	議長	議案書3ページをご覧ください。
	議長	議案書3ページをご覧ください。 (1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。 市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。 (1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、3件の届出があり、転用目的は、自己用住宅、駐車場、建売住宅でございます。 添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 本件は、57件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。 合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 また、57番については大字が青柳となっておりますが、正しくは樋上でございます。 さらに、58番については1番と重複しておりますので、削除していただきますようお願いいたします。 お手数ですが、修正のほどよろしく申し上げます。 以上で報告事項を終わります。
事務局長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長のご職を解かせていただきます。ありがとうございました。	
事務局長	つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について	

7 閉会	主任 農政課主事 事務局長	<ul style="list-style-type: none">・各配布物について・実質化された人・農地プランの更新について 以上をもちまして、第32回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (16:39)
------	---------------------	--

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....